

## 品川区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱

制定 平成18年3月31日部長決定 要綱第 91 号

改定 平成21年4月 1日部長決定 要綱第 339 号

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第45条および品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則第25条から第29条までに規定する一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 事業系一般廃棄物をいう。
- (2) 指定処理施設 条例第45条に規定する区長の指定する処理施設をいい、東京都が管理する中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場ならびに東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）が所管する処理施設とする。
- (3) 排出事業者 廃棄物を排出する事業者をいう。
- (4) 収集運搬業者 品川区の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者をいう。
- (5) 収集場所コード 排出場所を示す番号をいい、7桁の数字とする。

### 第2章 マニフェスト適用対象事業者

(1日平均100キログラム以上排出する事業者)

第3条 規則第25条第1号に規定する者は、一つの建築物を単位として、1日平均100キログラム以上の廃棄物を排出する事業者とする。ただし、次の各号に該当する場合は当該各号に定める事業者とする。

- (1) 複数の事業者が入居する一つの建築物から廃棄物が1日平均100キログラム以上まとめて排出される場合は、当該建築物の所有者を規則第25条第1号に規定する者とみなす。
- (2) 複数の事業者が入居する一つの建築物において、廃棄物の保管場所が当該建築物の所有者とは明確に区分されており、その廃棄物を所有者とは別に運搬する場合で、1日平均100キログラム以上排出する事業者。
- (3) 道路・公園等の清掃に伴い発生する道路・公園ごみで1日平均100キログラム以上排出される場合は、当該道路・公園等の管理者を規則第25条第1号に規定する者とみなす。
- (4) 造園業者等、作業場所が定まっていない事業者にあつては、自己の事業活動に伴

って発生する剪定枝等の廃棄物を特別区の区域内にて1日平均100キログラム以上排出する事業者。

(1日平均の排出量の算定方法)

第4条 前条における1日平均の廃棄物の排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出事業者が自ら廃棄物を運搬する場合は、直近の1か月間に指定処理施設へ搬入した総量をごみ運搬自動車伝票(レシート)により算出し、30日で除した量とする。
- (2) 排出事業者が収集運搬業者に委託して廃棄物を運搬する場合は、当事者間で締結された契約に基づく1か月間の推定排出量を30日で除した量とする。
- (3) 排出事業者と収集運搬業者との契約締結後に推定排出量と実際の排出量が大きく異なる場合等のほか、前号各号の規定により排出量の算定が困難な場合は、当該排出事業者を所管する清掃事務所長が決定するものとする。

(臨時に排出する者)

第5条 規則第25条第2号に規定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 排出事業者が自ら廃棄物を運搬する場合で、品川区事業系一般廃棄物の持込みに係る取扱要綱第6条の規定による継続持込みの承認を受けていない排出事業者
- (2) 排出事業者が収集運搬業者に委託して廃棄物を搬入する場合で、当該収集運搬業者の継続的な作業場所として届出されていない排出事業者

### 第3章 適用対象事業者の届出

(適用対象事業者の届出)

第6条 規則第25条第1号に規定する者は、自らまたは収集運搬業者に委託して廃棄物を指定処理施設へ運搬するときはマニフェスト適用対象事業者届(別記第1号様式)に次の事項を記入し、当該排出場所の清掃事務所長に提出しなければならない。

- (1) 住所および氏名(法人の場合は名称および代表者名)
- (2) 排出場所の名称および所在地
- (3) 廃棄物管理責任者名(廃棄物管理責任者の選任を義務付けられていない排出場所にあつては、現場責任者名)
- (4) 事務担当者の所属、氏名および電話番号
- (5) 平均排出回数および推定排出量
- (6) 建築物延床面積
- (7) 収集運搬業者名および許可番号(廃棄物の運搬を委託する場合に限る)
- (8) 建築物の主な用途

2 清掃事務所長は、前項に規定する届出があつたときは、排出場所コードを付し、マニフェスト排出場所コード決定通知書(別記第2号様式)届出者に交付するものとする。

### 3 排出場所コードの決定基準は、別に定める。

(届出内容の変更)

第7条 前条第2項の規定により排出場所コードの通知を受けた排出事業者は、同条第1項第2号および第6号に規定する事項に変更が生じたときは、マニフェスト適用対象事業者変更届（別記第3号様式）を当該排出場所の清掃事務所に提出しなければならない。

(非適用対象事業者の届出)

第8条 第6条第2項の規定により排出場所コードの通知を受けた排出事業者は、規則第25条第1号の規定に該当しなくなったとき、または指定処理施設への運搬を中止したときは、マニフェスト非適用届（別記第4号様式）を当該非排出場所の清掃事務所に提出することにより、マニフェストの使用を中止することができる。

(清掃事務所長の義務)

第9条 清掃事務所長は、第6条から前条に規定する届出を受けたときは、マニフェスト適用対象事業者台帳（別記第5号様式）により整理するものとする。

2 清掃事務所長は、前項に規定する届出を受けたときは、1か月分をまとめて翌月の7日までにマニフェスト適用対象事業者報告書（別記第6号様式）により一部事務組合の管理者へ報告するものとする。

## 第4章 マニフェストの交付等

(マニフェストの記載事項)

第10条 排出事業者がマニフェストを指定処理施設に提出するときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) マニフェストの作成年月日および発行番号
- (2) 排出事業者の氏名または名称および住所
- (3) 廃棄物の排出場所の名称および所在地
- (4) 第3条に規定する者にあつては、排出場所コード
- (5) マニフェストの作成を担当した者の氏名
- (6) 廃棄物の全体量および種類ごとの量
- (7) 第5条に規定する者にあつては、業種
- (8) 運搬車の車両番号および運転者の氏名

2 廃棄物の運搬を委託している排出事業者にあつては、前項各号に規定する事項および次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 廃棄物の運搬を受託した者（以下「受託者」という。）の氏名または名称および住所

(2) 受託者の収集運搬業者としての業者番号

3 収集運搬業者は、第6条第2項の規定により排出場所コードの通知を受けた排出事業者からマニフェストの交付を受けたときは、B票およびC票に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 持込み事業者の登録番号

(2) 運搬車の種類および重量

(3) 積替えまたは保管の有無

(マニフェストの交付)

第11条 廃棄物の運搬を委託している排出事業者によるマニフェストの交付は、次により行わなければならない。

(1) 当該廃棄物を受託者に引き渡す際に交付すること。

(2) 当該廃棄物の種類、数量および受託者の氏名または名称がマニフェストに記載された事項と相違ないことを確認のうえ、交付すること。

(マニフェストの回付)

第12条 収集運搬業者は、第10条第3項の規定によりマニフェストに必要事項を記載する際には、廃棄物とマニフェストに記載されている事項が相違ないことを確認し、記載後のA票を排出事業者に戻付しなければならない。

## 第5章 収集運搬業者の義務

(収集運搬業者の義務)

第13条 収集運搬業者は、第6条第2項の規定により排出場所コードの通知を受けた排出事業者から廃棄物の運搬を委託されたときは、マニフェスト発行対象事業者名簿（別記第7号様式）を作成し、運搬車両ごとに常時携帯し、特別区または指定処理施設の係員にその提示を求められた場合には、それに従わなければならない。

2 収集運搬業者は、規則第25条第1号および第2号に規定する排出事業者から廃棄物の運搬を委託されたときは、その廃棄物を指定処理施設に運搬するに当たり、事前にその排出事業者に対し運搬先および運搬日時等の作業予定を通知し、廃棄物の引き渡しの際にはマニフェストの交付を受け、適切に運搬しなければならない。

## 第6章 その他

(マニフェスト作成上の注意)

第14条 排出事業者によるマニフェストの記入は、次のとおりとする。

- (1) 第10条第1項第1号に規定する発行番号は、年度別、発行順の連番とする。
- (2) 検印欄は、D票を受領した後、A票と照合確認のうえ、日付を記入し、押印または記名する。
- (3) 第10条第1項第6号に規定する量は、重量を基準として算定し、1キログラム未満については四捨五入する。ただし、重量を基準として算定することが実情に合わないときに限り、1立方メートルを190キログラムに換算することができる。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。